

広島県告示第二百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年三月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
正明寺地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

イ) 次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
福山市	赤坂町	赤坂	スベリ石	一三二二番	標柱一号、七号、三十六号、三十七号、三十九号、四十号、四十一号、四十二号及び四十三号
				七二九三番一	標柱二号、三号、四号、五号、六号、八号及び三十八号
				七二九三番二	標柱九号、十号及び三十一号
				七二九一番一	標柱十二号、十三号、十四号、十五号及び十六号
				七二九一番二	標柱十七号及び十八号
				七二九一番四	標柱十九号、二十号及び二十四号
				七二七二番五	標柱二十一号
				一三二二番六	標柱二十二号及び二十三号
				地先県道敷	標柱二十五号、二十六号、二十七号、二十八号、二十九号及び三十号
				七二九一番一	標柱三十二号、三十三号、三十四号及び三十五号

ロ) 次に掲げる土地に存する標柱四十四号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱四十四号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市								郡市・区
赤坂町								町
赤坂								大字
石スベリ								字
〇 一二七二番一	一二七二番九	七二九一番一	一二七二番一	五 七二九一番二	〇 七二九一番二	九 七二九一番一	三 七二九一番二	地番
標柱五十六号及び五十七号	標柱五十四号及び五十五号	標柱五十二号及び五十九号	標柱五十一号	標柱五十号	標柱四十七号、四十八号及び四十九号	標柱四十五号及び四十六号	標柱四十四号、五十三号及び五十八号	標柱番号